



宮 崎 県 公 報

平成19年4月5日(木曜日) 第 1868 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 宮崎県後期高齢者医療広域連合の設置の許可……(市町村課) 1
- 救急病院の認定……(医療業務課) 1
- 障害自立支援法に基づく指定自立支援医療機関
(育成医療・更正医療)の指定……(障害福祉課) 1
- 産業廃棄物処理施設の設置の許可申請書の縦覧(環境対策推進課) 1
- 歳入の収納の事務の委託……(警察本部) 2

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請…(生活・文化課) 2
- 保育士試験の実施……(児童家庭課) 2

- 障害者の雇用の促進等に関する法律第34条に規定する業務を行う者の指定の変更……(労働政策課) 2
 - 地図及び簿冊の認証(11件)……(農村計画課) 3
 - 土地改良区の役員の就退任の届出……(農村整備課) 4
 - 県営土地改良事業計画の策定(2件)……(“) 4
- 選挙管理委員会告示**
- 個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正…… 4
 - 不在者投票のできる施設の指定…… 5
- 正 誤**
- 平成19年3月26日付け県公報(第1865号)中…… 5

告 示

宮崎県告示第 384号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の規定により、県内のすべての市町村から申請のあった宮崎県後期高齢者医療広域連合の設置については、平成19年3月29日付けで許可した。

平成19年4月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 385号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と断定した。

平成19年4月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
三股町国民健康保険病院	北諸県郡三股町大字榊山3902番地

2 救急病院の認定の有効期間

平成19年3月10日から平成22年3月9日まで

宮崎県告示第 386号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更正医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成19年4月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
社団法人八日会藤元早鈴病院	都城市	整形外科	平成19年4月1日
海老原総合病院	高鍋町	腎臓	”
(有)三股さつき薬局	三股町	薬局	”

宮崎県告示第 387号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、宮崎県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成19年4月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 申請者の氏名及び住所並びに代表者の氏名
第一ビル工事株式会社 代表取締役 永友勝喜
宮崎市吉村町寺ノ下甲2306番地1
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
都城市高城町四家字藪野1852番4
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設及び産業廃棄物の焼却施設(以上同一施設)
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(農業用廃

ビニールを除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器
くず

5 申請年月日
平成19年 3 月 1 日

6 申請書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県環境森林部環境対策推進課、宮崎県都城保健所、都城
市環境政策課及び都城市高城総合支所市民生活課

(2) 期間

平成19年 4 月 5 日 (木曜日) から平成19年 5 月 7 日 (月曜日)
まで (土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前 9 時から
午後 5 時まで)

7 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県環境森林部環境対策推進課

(2) 期間

平成19年 4 月 5 日 (木曜日) から平成19年 5 月 21 日 (月曜日)
まで (土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前 9 時から
午後 5 時まで)

8 意見書の記載事項等

意見書には生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見
書提出者の氏名及び住所並びに対象事業の名称を日本語により記
載すること。

宮崎県告示第 388号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 158条第 1 項の規定
により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成19年 4 月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

委託した収納事務	委 託 先	委 託 期 間
パーキング・メータ ー作動手数料の収納 事務	財団法人 宮崎県交通安全 協会	平成19年 4 月 1 日から 平成21年 9 月 30日まで

公 告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第25条第 4 項の規
定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申
請があった。

平成19年 4 月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請 年月 日	名 称	代表者の氏名	主たる事 務所の所 在地	定款に記載され た目的
平成 19年 3 月 14日	特定非営利 活動法人 よりあいの 会	長田 元廣	宮崎県日 向市大字 平岩8624 番地 1	この法人は、地 域の高齢者、障 害児・者および その家族に対し て、日常生活の

				支援に関する事 業を行い、もっ て地域福祉の増 進に寄与するこ とを目的とする。
--	--	--	--	--

児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第18条の 8 第 2 項の規定に
より、保育士試験を次のとおり実施する。

平成19年 4 月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 試験の日時

下記の 3 日間で、筆記試験及び実技試験を行う。

平成18年 8 月 7 日 (火曜日) 午前 9 時30分から午後 4 時まで
平成18年 8 月 8 日 (水曜日) 午前 9 時30分から午後 4 時まで
平成18年10月14日 (日曜日) 午前 9 時から午後 4 時30分まで

2 試験の場所

8 月 7 日及び 8 日 宮崎産業経営大学
宮崎市古城町丸尾 100番地
10月14日 宮崎県福祉総合センター
宮崎市原町 2 番22号

3 受験科目の一部免除等

次の各号のいずれかに該当する者については、その者の申請に
より、当該各号に掲げる科目の受験を免除する。

(1) 平成17年以降の保育士試験を受験し、合格した科目のある者
当該合格した科目

(2) 児童福祉法施行規則 (昭和23年厚生省令第11号) 第 6 条の11
第 2 項の規定により厚生労働大臣の指定する学校その他の施設
において、その指定する科目を専修した者 当該指定する科目

(3) 幼稚園の教諭の免許状 (普通免許状に限る。)を有する者
発達心理学及び教育原理並びに保育実習実技

4 受験申請書の受付期間

平成19年 4 月 23 日 (月曜日) から 5 月 11 日 (金曜日) まで (土
曜日及び日曜日を除くものとし、午前 8 時30分から午後 5 時15分
まで) とし、郵送 (簡易書留に限る。)による場合は、5 月 11 日
付けの消印のあるものまで有効とする。

5 受験申請書の請求及び提出先

宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 (〒 880-8501)

宮崎県福祉保健部児童家庭課

6 受験手数料

12,700円 (宮崎県収入証紙により納入すること。)

7 その他

詳細については、宮崎県福祉保健部児童家庭課 (電話 0985 (31) 6036) に問い合わせること。

障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和35年法律第 123号) 第
35条において準用する同法第27条第 3 項の規定により、社会福祉法
人宮崎県社会福祉事業団から障害者就業・生活支援センターの事務
所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成19年 4 月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事務所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
宮崎市宮崎駅東 1 丁目 3 番 2	宮崎市花山手東 3 丁目 25 番地 2	平成19年 4 月 1 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成19年 4 月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
都城市
- 2 地籍調査を行った期間
平成17年 4 月 1 日から平成19年 2 月14日
- 3 地籍調査を行った地域
都城市高野町の一部
- 4 認証年月日
平成19年 3 月23日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成19年 4 月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 2 地籍調査を行った期間
平成16年 4 月 1 日から平成19年 2 月15日
- 3 地籍調査を行った地域
日南市大字西弁分・大字隈谷の各一部
- 4 認証年月日
平成19年 3 月23日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成19年 4 月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
小林市
- 2 地籍調査を行った期間
平成16年 4 月 1 日から平成19年 2 月 5 日
- 3 地籍調査を行った地域
小林市大字東方の一部
- 4 認証年月日
平成19年 3 月23日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成19年 4 月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
北諸県郡三股町
- 2 地籍調査を行った期間

平成17年 4 月 1 日から平成19年 2 月16日

- 3 地籍調査を行った地域
北諸県郡三股町大字蓼池の一部
- 4 認証年月日
平成19年 3 月23日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成19年 4 月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
児湯郡西米良村
- 2 地籍調査を行った期間
平成17年 4 月 1 日から平成19年 2 月16日
- 3 地籍調査を行った地域
児湯郡西米良村大字竹原の一部
- 4 認証年月日
平成19年 3 月23日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成19年 4 月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
都城市
- 2 地籍調査を行った期間
平成17年 4 月 1 日から平成19年 2 月14日
- 3 地籍調査を行った地域
都城市高野町の一部
- 4 認証年月日
平成19年 3 月23日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成19年 4 月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間
平成17年 4 月 1 日から平成19年 1 月18日
- 3 地籍調査を行った地域
延岡市北浦町三川内の一部
- 4 認証年月日
平成19年 3 月23日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成19年 4 月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 2 地籍調査を行った期間
平成17年 4 月 1 日から平成19年 2 月15日
- 3 地籍調査を行った地域

日南市大字西弁分・大字隈谷の各一部
4 認証年月日
平成19年 3月23日

国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第 2 項の規定により、
次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成19年 4月 5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
えびの市
- 2 地籍調査を行った期間
平成17年 4月 1日から平成19年 2月 8日
- 3 地籍調査を行った地域
えびの市大字大明司及び原田の各一部
- 4 認証年月日
平成19年 3月23日

国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第 2 項の規定により、
次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成19年 4月 5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
東臼杵郡北川町
- 2 地籍調査を行った期間
平成17年 4月 1日から平成19年 2月13日
- 3 地籍調査を行った地域
東臼杵郡北川町大字川内名の一部
- 4 認証年月日
平成19年 3月23日

国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第 2 項の規定により、
次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成19年 4月 5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
西臼杵郡高千穂町
- 2 地籍調査を行った期間
平成16年 4月 1日から平成19年 2月15日
- 3 地籍調査を行った地域
西臼杵郡高千穂町大字押方の一部
- 4 認証年月日
平成19年 3月23日

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、
長田土地改良区(三股町)の役員の就任及び退任について次のとお
り届出があった。

平成19年 4月 5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	野 崎 忠 彦	三股町大字長田5812番地

(任期：平成20年 3月31日まで)

- 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	馬 渡 久	三股町大字長田5731番地 6

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条第 1 項の規定により、
栢木地区県営土地改良事業(都城市、ため池等整備事業)に係る土
地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 4月 5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成19年 4月 5日から平成19年 5月 8日まで
- 3 縦覧場所
都城市役所高崎総合支所内

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条第 1 項の規定により、
牟田原地区県営土地改良事業(小林市、経営体育成基盤整備事業)
に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 4月 5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成19年 4月 5日から平成19年 5月 8日まで
- 3 縦覧場所
小林市役所農村整備課内

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第39号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設とし
て市町村選挙管理委員会が指定した施設(平成18年宮崎県選挙管理
委員会告示第65号)の一部を次のように改正する。

平成19年 4月 5日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧中
「(平成18年 3月 2日現在)」を「(平成19年 3月20日現在)」に

都城市勤労青少年体 育センター	〃 下長飯町1989番地	800
--------------------	--------------	-----

の次に

都城市山之口勤労福 祉センター	〃 山之口町花木1934番地 1	200
--------------------	------------------	-----

を加える。

宮崎県選挙管理委員会告示第40号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として次のとおり指定した。

平成19年4月5日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社エリシオン 宮崎介護付有料老人 ホームエリシオン薫 る坂	宮崎市薫る坂1丁目 19番3号	平成19年3月29日
株式会社エリシオン 宮崎介護付有料老人 ホームエリシオン聖 陵	西都市大字妻平田15 18-1	平成19年3月29日

正 誤

平成十九年三月二十六日付け県公報(第千八百六十五号中)

ページ	段 行	誤	正
八	下 二十	(信号機の設置又は管理の委任) 第五条の二 法第五条第二項の規定による信号機の設置又は管理の委任を受けようとする者は、別記様式第六号の二の申請書により公安委員会に申請しなければならない。 2 前項の委任は、別記様式第六号の三の委任書を交付して行うものとする。	(信号機の設置又は管理の委任) 第五条の二 法第五条第二項の規定による信号機の設置又は管理の委任を受けようとする者は、別記様式第六号の二の申請書により公安委員会に申請しなければならない。 2 前項の委任は、別記様式第六号の三の委任書を交付して行うものとする。
八	下 四十三	管轄所長	管轄署長
八	下 四十五	改める。 別表第一中	改め、同表備考中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。 二 交通規制課長 交通部交通規制課長 別表第一中
十		別記様式第6号の2	様式第6号の2
十一		別記様式第6号の3	様式第6号の3
十一		所轄警察署長	所轄警察署長等
十一		別記様式第6号の4	様式第6号の4
十三	上 三	〃 同月四日	同月四日